

～新潟県糸魚川市 農林水産業就業研修事業～

## 農林水産業にチャレンジしませんか？

### 研修に必要な交通費、滞在費を補助します！

糸魚川市の農林水産業への就業希望者が、  
就業に向けた実践的な研修を受ける場合、  
研修に係る交通費及び滞在費の一部を補助します。



Q. どのような人が対象になりますか？

A. 糸魚川市の農林水産業への就業を希望される方で、下記のいずれかに該当する18歳以上60歳未満の方を対象としています。

- ①市外在住者で、糸魚川市で研修される方
- ②糸魚川市在住者で、市外で研修される方



研修受入先をご紹介します。  
詳しい事は、お問い合わせ下さい。

Q. どのような場合に対象になりますか？

A. 糸魚川市内で農林水産業を営む法人等の指導のもと、  
就業に必要とされる実践的な技術、技能及び知識を学  
び連続した5日間以上の研修を対象としています。

Q. 対象になる経費は何ですか？助成額はどの位ですか？

A. 交通費及び宿泊費が対象になります。助成額は、①  
と②の合計額です。

- ①交通費の1 / 2を補助します。ただし、1人につき  
15,000円を限度とします。
- ②宿泊費は、1泊につき3,000円を補助します。た  
だし、1人につき39,000円を限度とします。

事前にご相談下さい。  
お待ちしております。





## 農林水産業就業研修事業



1 概要	糸魚川市の農林水産業への就業希望者が、農林水産業を営む法人等の指導のもと、就業に向けた実践的な研修を受ける場合において、研修に係る交通費及び滞在費の一部を補助します。
2 目的	研修を機に、当市の農林水産業の担い手となっていただくことを目的としています。
3 対象となる事業	実際の生産活動に従事しながら、就業に必要とされる実践的な技術、技能及び知識を学ぶ、連続した5日間以上の研修を対象とします。(研修期間に休日を含む場合は、休日を除いた日数が5日間以上の場合、対象とします。)
4 対象者	糸魚川市の農林水産業への就業を希望される方で、就業研修開始日において、18歳以上60歳未満の方のうち、下記のいずれかに該当する方を対象とします。 ① 市外在住者で、糸魚川市で就業研修を行う方 ② 糸魚川市在住者で、市外で就業研修を行う方
5 対象となる経費	① 居住地から当市までの間の移動に要する交通費。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、燃料費は除きます。 ② 宿泊施設の利用料金。ただし、日程都合により前泊した場合及び休日に係る利用料金を含みます。
6 補助金額	補助金額は、次の①と②の合計額です。 ① 交通費に係る補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1人につき15,000円を限度とします。 ② 宿泊費に係る補助金額は、1泊につき3,000円とし、1人につき39,000円を限度とします。 ※①及び②の算出額に1,000円未満の端数があるときは、それぞれ切り捨てます。
7 その他	① 居住地から当市までの間の移動に要する日は、半日以上研修に従事した場合、1日として日数に含めます。 ② 補助金の交付回数は、1年度につき1人2回です。 ③ 事業を広くPRするため、氏名、研修受入先の名称、研修の内容及び感想等について、市のホームページ及び広報紙への掲載により、公表することがあります。
8 問合せ先	申請される場合は、事前にご相談下さい。  糸魚川市 産業部 農林水産課 農業支援係 電話 552-1511(代) FAX 552-7372 E-mail nourin@city.itoigawa.lg.jp